

市内指定介護保険事業所 管理者各位
開設法人 代表者各位
関係施設 施設長各位

横浜市健康福祉局介護保険課長

介護保険制度における個人番号(マイナンバー)を利用する申請書等の取扱いについて(通知)

平成27年10月から個人番号(マイナンバー)の指定・通知が始まり、28年1月から個人番号(マイナンバー)の利用が開始されます。介護保険制度においても、一部の申請書等において個人番号(マイナンバー)を記入することとなるため、本市における申請書等の取扱いについて次のとおりお知らせします。

なお、平成27年12月15日付けで厚生労働省より介護事業者及び自治体に向けて事務連絡が発出されていますので、そちらも参照してください。

1 横浜市において個人番号(マイナンバー)の記入欄を設ける申請書等

本市では、以下の表に記載した申請書等に個人番号(マイナンバー)の記入欄を設けます。

表に記載のない書類(レセプトや給付管理票など)については、個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。

【個人番号(マイナンバー)の記入欄を設ける申請書等】

名称	用途	提出先
介護保険認定申請書	要介護・要支援の認定	区高齢・障害支援課
介護保険異動届出書	資格取得・喪失、住所変更等	区保険年金課
介護保険住所地特例適用・変更・終了届	住所地特例施設入所・退所等	
介護保険被保険者証等交付申請書	負担割合証の事前交付	
介護保険被保険者証等再交付申請書	被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証の再交付	
介護保険負担限度額認定申請書	負担限度額認定証の交付	
高額介護(予防)サービス費支給申請書	高額介護サービス費等の支給	
高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書	高額医療合算介護サービス費等の支給	
基準収入額適用申請書	高額介護サービス費の負担段階の判定に係る基準収入額の適用	

※旧様式(個人番号(マイナンバー)の記入欄のないもの)についても当分の間、使用可能です。

2 区役所へ個人番号(マイナンバー)が記載された申請書等を提出する際の取扱いについて

- ・ 下記(1)～(3)は、申請書等に個人番号(マイナンバー)が記載されている場合の取扱いです。
- ・ 申請書等に個人番号(マイナンバー)が記載されていない場合の対応は従来と変わりません。

(1) 介護事業所等が代理人として申請する場合の取扱いについて

介護事業所等が利用者に代わって申請書等を作成し区役所へ提出する場合の取扱いは次のとおりです。

ア 利用者の個人番号(マイナンバー)の取得について

「利用者が自らの個人番号(マイナンバー)が分からない」など、申請書等への個人番号(マイナンバー)の記載が難しい場合が想定されます。このような場合には、無理に個人番号(マイナンバー)を記載しなくても構いません。個人番号(マイナンバー)が記載されていなくても区役所で申請書等は受理します。

なお、介護事業所等があらかじめ利用者の個人番号(マイナンバー)を収集しておくことは認められていませんのでご注意ください。

イ 代理権等の確認について

代理人が申請を行う場合、個人番号(マイナンバー)が記載された申請書等を区役所で受付する際に、「代理権」、「代理人の身元」及び「利用者の個人番号(マイナンバー)」の3点を確認させていただきます。その際に必要な確認書類は次のとおりです。

(ア) 「代理権」の確認

成年後見人等の法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を、それ以外の任意代理人の場合は、委任状又は利用者の介護保険被保険者証など官公署等から利用者に対して発行された書類を持参してください。

(イ) 「代理人の身元」の確認

代理人の運転免許証や居宅介護支援専門員証など官公署が発行した顔写真入りの書類を持参してください。これらを持参することが困難な場合には、公的医療保険の被保険者証や年金手帳など代理人の個人識別事項(「氏名+住所」又は「氏名+生年月日」)が記載されている書類を2つ以上持参してください。

(ウ) 「利用者の個人番号(マイナンバー)」の確認

原則として利用者の個人番号カードや通知カード、利用者の個人番号が記載された住民票の写しが必要ですが、困難な場合は持参しなくても構いません。区役所で必要な対応を行います。

ウ 代理権の授与が困難な利用者に係る申請を代行する場合

利用者が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書等に個人番号(マイナンバー)を記載せずに提出してください。

(2) 代理権のない「使者」として申請する場合の取扱いについて

介護事業所等が書類作成に携わらず、利用者が作成した個人番号(マイナンバー)が記載された申請書等を、代理権のない「使者」として区役所に届ける場合は、次のとおりの対応をお願いします。

ア 利用者の個人番号(マイナンバー)が見えないよう封筒に入れる等の対応をしてください。

イ 個人番号(マイナンバー)に限らず、使用者が利用者に代わって申請書等に追記・修正を行うことはできません。

ウ 利用者が申請書等を郵送する場合と同様の本人確認措置が必要となるため、次の書類を封筒に同封してください。

(ア) 利用者の個人番号(マイナンバー)の確認

原則として利用者の個人番号カードや通知カード、利用者の個人番号が記載された住民票の写しが必要ですが、困難な場合は同封しなくても構いません。 区役所で必要な対応を行います。

(イ) 利用者の身元確認

利用者の個人番号カードや運転免許証など、官公署が発行した顔写真入りの書類の写しを同封してください。これらの書類の同封が困難な場合には、利用者本人の介護保険被保険者証や負担割合証など、個人識別事項(「氏名+住所」又は「氏名+生年月日」)が記載されている書類の写しを2種類以上同封してください。

(3) 本人申請による場合の取扱いについて(参考)

利用者が申請書等を作成し区役所へ提出する場合は、次のとおりです。

ア 利用者の個人番号(マイナンバー)の確認について

原則として利用者の個人番号カードや通知カード、利用者の個人番号が記載された住民票の写しが必要ですが、困難な場合は持参しなくても構いません。 区役所で必要な対応を行います。

イ 利用者の身元の確認について

利用者の個人番号カードや運転免許証など官公署が発行した顔写真入りの書類が必要ですが、これらを持参することが困難な場合には、利用者の介護保険被保険者証や負担割合証など利用者の個人識別事項(「氏名+住所」又は「氏名+生年月日」)が記載されている書類を2つ以上持参する必要があります。

3 その他

次のことを介護事業所が行うことは法令違反になる場合があるのでご注意ください。

- (1) 利用者から委任された権限の範囲を超えて個人番号(マイナンバー)を利用すること
- (2) 申請時に視認した個人番号を事業所に記録し、利用者の情報管理を行うこと
- (3) 個人番号が記載された申請書等の写しを事業所等で蓄積すること(申請書のコピーを残す場合は、個人番号(マイナンバー)を黒塗りの上コピーすること。)

(問合せ先) 横浜市健康福祉局介護保険課

申請書等の種類	電話番号	FAX番号
介護保険認定申請書に関すること	045-671-4256	045-681-7789
介護保険異動届出書、介護保険住所地特例適用・変更・終了届、介護保険被保険者証等交付申請書、介護保険被保険者証等再交付申請書、介護保険負担限度額認定申請書に関すること	045-671-4254	
高額介護(予防)サービス費支給申請書、高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書、基準収入額適用申請書に関すること	045-671-4255	